

甲斐市生涯学習指導者人材バンク運営要項

(目的)

第1条 甲斐市生涯学習指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）は、自らの経験、知識、技能等を生かしたいという人を募集及び登録し、その情報を提供することにより、市民の生涯学習活動を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 人材バンクは次の事業を行う。

- (1) 人材の登録に関すること
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること
- (3) 人材の活用推進に関すること
- (4) その他人材バンクに関し必要なこと

(運営)

第3条 人材バンクの事務局は、甲斐市教育委員会生涯学習文化課に置く。

(登録・更新)

第4条 人材バンクに登録しようとする者は、「甲斐市生涯学習指導者人材バンク登録申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、提出する。

- 2 申請書の提出に代えて、電子申請による申請もできるものとする。
- 3 事務局が、申請内容を適当と認めたときに、人材バンクに登録する。
- 4 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、人材バンクを利用して営利活動、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- 5 事務局は、隔年度末に登録者に対し、登録更新の意思確認を行う。

(利用)

第5条 人材バンクを利用できる者は、市内在住、在勤の個人または団体とする。

- 2 人材バンクの利用を希望する者は、「甲斐市生涯学習指導者人材バンク登録情報一覧」を閲覧し、直接登録者と交渉し、双方の合意に基づいて利用する。

(事故及び損害)

第6条 人材バンクの利用に伴い発生した事故及び損害については、事務局は責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 このほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、別に定める。